

関係者 各位

イランに対する輸出入禁止措置等の再開に係る税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

令和7年8月28日、英国、フランス及びドイツは、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）に対し、イランによる核合意の重大な不履行を通知しました。これを受け、安保理は、イランに対する制裁を再開することを決定し、我が国においても、9月28日、「イランの拡散上機微な核活動等に関与する者に対する資産凍結等、核技術等に関連するイランによる投資の禁止及びイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転の防止の措置について」が閣議了解され、イランに対する輸出入禁止措置等を再開するため、輸入公表の改正告示及び外務省告示等が同月29日から施行されたところです。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知を踏まえ、再開する輸出入禁止措置等の実効性を確保するため、関税局長通達（令和7年9月29日財関第946号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

併せて、本輸出入禁止措置等に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、その他資料につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和7年9月29日財関第946号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R07z0946.pdf>

○経済産業省ホームページ

対イラン制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/iran.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認（※輸出）について

（特別審査官）

電話：045-212-6112

○他法令確認（※輸入）について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153